

国立大学法人高知大学職員の配偶者同行休業に関する規則

平成 27 年 3 月 11 日
規則 第 109 号

最終改正 令和 3 年 9 月 10 日規則第 20 号

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 56 条の 3 の規定に基づき、配偶者同行休業の制度を設けることにより、職員の継続的な勤務を促進し、もって業務の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「職員」とは、就業規則第 3 条第 1 項に規定する職員をいう。

2 この規則にいう「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

3 この規則において「配偶者同行休業」とは、職員が、次の各号に掲げる事由（6 月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。）により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前 2 号に掲げるものに該当するものを除く。）

(配偶者同行休業の承認)

第 3 条 学長は、職員が配偶者同行休業を請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、3 年を超えない範囲内の期間に限り、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

2 配偶者同行休業をしようとする職員は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにして、当該配偶者同行休業を始めようとする日の 1 月前までに、所属に係る総務担当係及び人事課（以下「担当係等」という。）を経由して配偶者同行休業承認

請求書（別記様式第1号）を学長に提出するものとする。

- 3 学長は、前項の配偶者同行休業の請求を受けたときは、当該配偶者同行休業の承認の可否を決定し、当該請求者に対し、配偶者同行休業取扱通知書（別記様式第2号）により、その結果を通知するものとする。
- 4 学長は、配偶者同行休業の承認の請求をした職員に対して、当該請求について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第4条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、学長に対し、配偶者同行休業の期間の延長を請求することができる。

- 2 配偶者同行休業の期間の延長は、学長が認める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。
- 3 配偶者同行休業の期間の延長については、前条の規定を準用する。

（配偶者同行休業中の身分等）

第5条 配偶者同行休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

- 2 配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 3 配偶者同行休業をしている職員は、その承認を受けたときに占めていた職又はその期間中に異動した職を保有するものとする。

（配偶者同行休業の承認の失効等）

第6条 配偶者同行休業の承認は、当該配偶者同行休業をしている職員が退職若しくは停職となった場合又は当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、若しくは当該職員の配偶者でなくなった場合には、その効力を失う。

- 2 学長は、配偶者同行休業をしている職員が当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなったことその他次の各号に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。
 - (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が第2条第3項に掲げる事由に該当しないこととなったこと。
 - (2) 配偶者同行休業をしている職員が、就業規則第52条に規定する特別休暇のうち別

表第3区分六又は区分七による産前産後の休暇を取得することとなったこと。

(3) 学長が、配偶者同行休業をしている職員について、就業規則第55条による育児休業を承認することとなったこと。

(職務復帰)

第7条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（前条第2項第3号に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(職務復帰後における号俸の調整)

第8条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を2分の1以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日（国立大学法人高知大学職員給与規則第20条に規定する昇給の時期をいう。以下この項において同じ。）又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号俸を調整することができる。

(配偶者同行休業をした職員についての退職手当の特例)

第9条 国立大学法人高知大学職員退職手当規則（以下「退職手当規則」という。）第8条の4第1項及び第9条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同規則第8条の4第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての退職手当規則第9条第4項の規定の適用については、同項中「その期間の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数」とする。

(届出)

第10条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を学長に届け出なければならない。

(1) 配偶者が死亡した場合

- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 第6条第2項第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 前項の届出については、第3条第4項の規定を準用する。

(雑則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日規則第15号)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月10日規則第20号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

配偶者同行休業承認請求書

国立大学法人高知大学長 殿		請求年月日 年 月 日
下記のとおり	配偶者同行休業 期間の延長	を請求します。 請求者 所 属 職 名 氏 名 (自署)
1 請求の区分		<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業(2、3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長(2、3及び5に記入)
請求に係る配偶者	2 氏 名	
	職 業	
	請求時の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在理由	
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由の継続する 期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 職員及び配偶者の 外国滞在中の住所(居所)		
4 請求期間		年 月 日から 年 月 日まで
5 延長の期間		年 月 日から 年 月 日まで
既に配偶者同行休業 をしている期間		年 月 日から 年 月 日まで
6 備 考		

- (注) ① この請求書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
 ② 「1 請求の区分」欄は、該当する□にレ印を記入すること。
 ③ 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、請求時点で未定の場合には「未定」と記入し、請求期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
 ④ 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を請求する理由その他大学が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。

※ 事務担当者記入欄

受理年月日	年 月 日
決裁年月日	年 月 日

配偶者同行休業取扱通知書

年 月 日

殿

国立大学法人高知大学長

あなたが 年 月 日にされた配偶者同行休業承認請求について、国立大学法人高知大学配偶者同行休業に関する規則第3条第3項に基づき、下記のとおり通知します。（ただし、期間の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があり得ます。）

記

1 休業の期間等	<p>※請求のケースにより以下の例により記載する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求どおり 年 月 日から 年 月 日まで休業することを承認します。 ・ 請求を不承認としましたので、休業をすることはできません。
2 休業期間中の給与等の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> (1) 休業期間中については給与・諸手当を支給しません。 年 月の賞与については、勤務期間等により調整した額を支給します。 (2) 所属は のままとします。 (3) 休業期間中の共済掛金は、組合員負担分を各月ごとに期日までに大学に支払わなければなりません。 (4) 地方税については、市区町村より直接納税通知書がいきますのでそれに従って支払って下さい。 (5) 文部科学省共済組合の貸付を利用している場合、休業期間中は毎月掛金等納入通知書を送付しますので、元金と利息を指定日までに指定口座に振込むか、(担当係名)に持参して下さい。
3 復職後の労働条件等	<ol style="list-style-type: none"> (1) 復職後のあなたの基本給は 職 () 級 号です。 (2) 年 月の賞与については勤務期間等により調整した額を支給します。 (3) 退職金の算定に当たっては、休業により全く勤務した日のなかった月数を勤続期間から除算します。 (4) 復職後は原則として で休業をする前と同じ職務についていただく予定ですが、休業終了前までに正式に決定し通知します。 (5) 年の年次有給休暇は、 年 月 日から 月 日までの一暦年に、繰り越し分を除いて 日請求できます。
4 その他	<ol style="list-style-type: none"> (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなった場合等あなたの休業に重大な変更をもたらす事由が発生したときは、速やかに所属部署の(担当係名)へ連絡してください。この場合の休業終了後の出勤日については、大学と話し合っ決定していただきます。 (2) 休業期間中についても大学の福利厚生施設を利用することができます。 <p>※ その他必要な事項は「国立大学法人高知大学職員の配偶者同行休業に関する規則」の定めるところによります。</p>